

出張報告

報告日 令和5年 7月24日

会派名	公明党
報告者氏名	西川弘美
種別	<input type="checkbox"/> 調査研究（ <input type="checkbox"/> 行政視察） <input checked="" type="checkbox"/> 研修会 <input type="checkbox"/> 要請・陳情 <input type="checkbox"/> 各種会議
用務	地方議会セミナー（株式会社 廣瀬行政研究所主催）参加
日時	令和5年7月14日（金）10:00 ~ 同日 17:00
場所 （会場）	東京都豊島区 TKP 池袋カンファレンスセンター（申込時と会場が変更）
調査項目等	研修会参加
概要	10:00～13:00「議員の役割と権限」 14:00～17:00「議会の役割と権限」 講師：株式会社廣瀬行政研究所 ■■■■氏 （当日資料別添）
所感等	<p>令和5年4月地方自治法が一部改正され、多様な層の住民の地方議会への参画を促進する観点から、地方議会の役割や議員の職務等について、法律上明確化された。</p> <p>地方自治法 第六章 議会 第一節 組織 第八十九条</p> <p>①普通地方公共団体に、<u>その議事機関として、当該普通地方公共団体の住民が選挙した議員を持って組織される議会を置く。</u>（下線が改正部分）</p> <p>②普通地方公共団体の議会は、<u>この法律の定めるところにより当該普通地方公共団体の重要な意思決定に関する事件を議決し、並びにこの法律に定める検査及び調査その他の権限を行使する。</u>（新設）</p> <p>③前項に規定する議会の権限の適切な行使に資するため、<u>普通地方公共団体の議会の議員は、住民の負託を受け、誠実にその職務を行わなければならない。</u>（新設）</p> <p>その上であらためて「議員の役割と権限」を整理すると、以下があげられる。 役割：①多種多様な長だけでは把握しきれない様々な地域における問題・課題を把握すること ②多様な民意を執行機関に伝え、住民と執行機関との架け橋となり、共</p>

通認識を執行機関に持たせること

③住民の代表として議会の審議において良心に従い十分な討議を行うこと

④住民全体の代表者、奉仕者として地域全体の公共利益を考えて表決に望むこと。

権限：①議案提出権・修正権、②発言権、③請求権・異議・審査申立権、④表決権、⑤請願紹介権、⑥議員の調査権。

また、「議会の役割と権限」においては、以下がある。

役割：①議事機関としての役割→十分な議員間における討議を行うこと

②住民の代表機関としての役割→多種多様な住民の意見・要望を議会の審議に反映させること

③立法機関としての役割→必要に応じ議会として条例案等を策定し提案すること

④監視機関としての役割→執行行政が適正に行われているかどうかをチェックすること

権限：①議決権、②選挙権、③調査権、④意見書・請願、⑤資格決定・懲罰、⑥その他

上記の権限については具体的な活用法の説明もあったが、講師からは、議会運営においては根拠や手続きを遵守しなければならない、間違った対応をとると、議会運営がストップしかねないこと等、国内の地方議会で実際に起こった事例をまじえながら説明があった。

議員として仕事をする上で、国の法律、地方自治法、条例など、根拠となるものに必ず照らしあわせることの重要性を認識した。さらに、議員として政治倫理を問われる立場にいることを自覚し、誠実に日々の職務にあたることを肝に銘じた。

